

## 平成30年度実地指導結果の概要

平成30年度に区が実施した実地指導において、各事業所へ指摘した主な事例は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に対して改善を求めました。

### 地域密着型サービス

#### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(運営に関すること)

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

#### 2 夜間対応型訪問介護

(運営に関すること)

- ・夜間対応型訪問介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。

#### 3 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画が未作成である期間にサービスを提供している事例が認められた。
- ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画と地域密着型通所介護計画の内容に相違のある事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画の実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていることが確認できない事例及び利用者又はその家族に説明を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制について、兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること、定期的に避難、救出その他

必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。

- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・地域密着型通所介護計画の作成を行わずに提供したサービスについて介護報酬を算定している事例が認められた。

#### 4 (介護予防)認知症対応型通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、認知症対応型通所介護計画を作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・認知症対応型通所介護計画の実施状況及び評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制について、兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること及び定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を、公表していることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・認知症対応型通所介護計画に位置付けられていない内容のサービス提供について、介護報酬を請求している事例が認められた

#### 5 (介護予防)小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・居宅サービス計画の変更に際し、サービス担当者会議を欠席した一部の居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者に対して専門的な見地からの意見を求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、当該居宅サービス計画を担当者に交付したことが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し担当者に対して、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画の提出を求めていることが事業所に保管する書類等

からでは確認できない事例が認められた。

- ・居宅サービス計画の実施状況の把握において、1月に1回利用者の居宅を訪問し、面接していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題の把握を行ったことが確認できない事例が認められた。
- ・利用者の心身の状況、希望等を踏まえて小規模多機能型居宅介護計画を作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制について、兼務関係が明確になっていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・総合マネジメント体制強化加算の算定に際し、介護支援専門員、看護職員、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていることが、確認できない事例が認められた。

## 6 (介護予防)認知症対応型共同生活介護

(人員に関すること)

- ・夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、共同生活住居ごとに確保しなければならない員数の介護従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。
- ・計画作成担当者が他の共同生活住居の職務に従事している事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・食材料費及びその他の費用について、利用者に負担させることが適当と認められない費用を徴収している事例が認められた。
- ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・認知症対応型共同生活介護計画の内容について、利用者又はその家族に説明して同意を得た上で利用者に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制について、兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的計画を定めていること及び定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・指定認知症対応型共同生活介護従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・看取り介護加算の算定に際し、看取りに関する職員研修を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・医療連携体制加算について、重度化した場合の対応に係る指針を、利用者又はその家族等に対して説明し同意を得ていることが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。

## 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(運営に関すること)

- ・入所者の被保険者証に入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称が記載されていない事例が認められた。
- ・地域密着型施設サービス計画の作成に際し、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題の把握を行ったことが確認できない事例が認められた。
- ・地域密着型施設サービス計画の作成に際し、サービス担当者会議を開催していることが、施設に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。

## 8 看護小規模多機能型居宅介護

(運営に関すること)

- ・主治の医師に対して、看護小規模多機能型居宅介護計画を提出していることが、確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、サービス担当者会議を欠席した一部の居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者に対して専門的な見地からの意見を求めている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、当該居宅サービス計画を担当者に交付したことが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成又は変更の際し、担当者に対して、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の計画の提出を求めていることが事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に、居宅療養管理指導等の医療サービスを位置付ける場合に、主治医又は歯科医師の意見を求めていることが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・サービス提供体制強化加算について、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとの研修計画について、個別具体的な研修の目標及び内容を定めた計画を策定していることが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。

## 居宅サービス

### 1 訪問介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・訪問介護計画が未作成である期間に、サービスを提供している事例が認められた。
- ・訪問介護計画に位置付けられていない内容の指定訪問介護を提供している事例が認められた。
- ・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・訪問介護計画について、居宅サービス計画に沿って作成していることが確認できない事例が認められた。
- ・訪問介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明していることが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・訪問介護計画が未作成である期間に提供したサービスについて、介護報酬を請求している事例が認められた。
- ・訪問介護計画に位置付けられていない内容の指定訪問介護の提供について、介護報酬を請求している事例が認められた。

### 2 通所介護

(運営に関すること)

- ・通所介護計画の実施状況及び評価を利用者又はその家族に説明を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制について、併設事業所における職務との兼務関係が明確になっていない事例が認められた。
- ・労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある指定通所介護従業者の秘密保持について必要な措置を講じていない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・個別機能訓練加算の算定に際し、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画の説明及び訓練内容の見直しを行っていない事例が認められた。

### 3 (介護予防)短期入所生活介護

(運営に関すること)

- ・利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

#### 居宅介護支援

(運営に関すること)

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行っていることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を作成しないまま、給付管理を行っている事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に当たって、アセスメントを実施していることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、当該居宅サービス計画を担当者に交付したことが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際し、担当者に対して、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画の提出を求めていることが、事業所に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握において、1月に1回利用者の居宅を訪問し、面接していることが確認できない事例が認められた。
- ・利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に当たってサービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の変更に際し、サービス担当者会議を欠席した一部の担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めていることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを位置付ける場合に、主治の医師等の意見を求めていることが確認できない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していることが確認できない事例が認められた。
- ・介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めていない事例が認められた。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・居宅サービス計画の変更に際し、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して専門的な見地からの意見を求めている場合について、運営基準減算と

して所定単位数の100分の50(運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数で算定していない事例が認められた。

- ・利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合において、サービス担当者会議を欠席した担当者に対して専門的な見地からの意見を求めている場合について、運営基準減算として所定単位数の100分の50(運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。)に相当する単位数で算定していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を作成しないまま、給付管理を行っている場合について、居宅介護支援費を請求している事例が認められた。

## 施設サービス

### 1 介護老人福祉施設

(運営に関すること)

- ・入所者の被保険者証に入所の日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称が記載されていない事例が認められた。
- ・1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしていることが確認できない事例が認められた。
- ・介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していることが確認できない事例が認められた。
- ・労働者派遣契約その他の契約により、当該施設の管理者の指揮命令下にあるユニット型指定介護老人福祉施設従業者の秘密保持について必要な措置を講じていることが施設に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
- ・介護職員その他の従業者に対し、事故発生の防止のための研修を実施していることが確認できない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)

- ・看取り介護加算の算定に当たり、看取りに関する指針について、入所者又はその家族等に対して、入所の際に、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・短期入所生活介護を利用中の者が、直接、指定介護老人福祉施設に入所した場合に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している事例が認められた。
- ・サービス提供体制強化加算の算定に当たり、必要な職員を確保していることを確認していることを確認せずに、当該加算を算定している事例が認められた。

### 2 介護老人保健施設

(運営に関すること)

- ・施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、

入所者から同意を得て交付していることが確認できない事例が認められた。

- ・施設サービス計画についての実施状況の把握を行っていることが、施設に保管する書類等からでは確認できない事例が認められた。
  - ・1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきを実施していることが確認できない事例が認められた。
  - ・介護職員その他従業者に対し、事故発生の防止のための職員に対する研修を実施していることが確認できない事例が認められた。
  - ・非常災害に関する具体的な計画に定める訓練を実施していない事例が認められた。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していることが確認できない事例が認められた。
- (介護給付費の算定及び取り扱いに関すること)
- ・入所者を試行的に退所させていない場合に、試行的退所時指導加算を算定している事例が認められた。